

ID: 1001

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	行為(仮工作物の新築、改築又は増築に限る。)の許可		
例規名 根拠条項	新潟県立自然公園条例 第12条第3項		
例規番号	昭和43年 新潟県条例第28号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(特別地域)</p> <p>第12条 知事は、自然公園の風景を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。</p> <p>2 第4条第2項及び第3項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。</p> <p>3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為(第5号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第7号に規定する物が定められた際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 木竹を伐採すること。</p> <p>(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(5) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>(6) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(7) 屋外において土石その他の規則で定める物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(8) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(9) 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。</p> <p>(10) 高山植物その他の植物で規則で定めるものを採取し、又は損傷すること。</p> <p>(11) 山岳に生息する動物その他の動物で規則で定めるもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(12) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。</p> <p>(13) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。</p> <p>(14) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日